

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年7月11日（月）16:12～16:57

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<関係省庁>

巽 慎一 厚生労働省保育課長

加藤 正嗣 厚生労働省保育課長補佐

岡田 幸兵 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付企画官

土佐 昭夫 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付担当係長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 小規模保育を5歳までにして、待機児童解消のエンジンに！

3 閉会

○藤原審議官 少し時間が押してしまいまして申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

特区のワーキンググループを再開いたしますけれども、経緯がございまして、6月9日に駒崎代表様から提出をいただいた提案でございます。早速15日に厚労省の方々にもおいていただき、ワーキンググループをさせていただき、その場には御提案された駒崎さんは御不在でいらっしゃいましたが、その場で意見交換をさせていただいた結果として、お手元に厚労省からいただいている回答、私どもから質問を投げさせていただいて、その回答というのがあるようでございますので、それにつきまして引き続き意見交換をさせていただくことにしたいと思います。

八田座長が急遽御退席をされてしまいましたので、いつものように原委員に代理をお願い

いしたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

○原委員 どうもありがとうございます。

では、御説明をお願いします。

○異課長 私は保育課長の異でございます。よろしくお願ひいたします。

私は1カ月弱前に就任したばかりですので、まだ慣れないところがありますけれども、できるだけ、現場のほうは駒崎さんよく知っておられるということですので、今回、まず満3歳以上の待機児童の受け入れが進んでいない。児童福祉法の第6条の3第10項第2号の規定の活用を促進して、満3歳以上の小規模保育を拡大するために、自治体による判断が可能なケースを明確化するなどの対応を行うことということで意見が出されております。

回答につきましては、満3歳以上でも小規模保育事業者で受け入れ可能な場合につきまして、卒園後の受け皿が見つからない場合や兄弟で別々の施設に通所せざるを得ない場合など、市町村が特に必要と認めた場合には、定員の範囲内で3歳以上児を受け入れることも可能と具体例を示しております、これらについてFAQあるいはホームページ等で公表しているということでございます。

もう一つは、小規模保育所は原則「満3歳未満児の保育を目的とする施設」となっているが、国家戦略特区においても上記自治体の判断によらず、0～5歳児の受け入れを可能とする小規模認可保育所を設置できるよう措置することということでございます。この回答でございますけれども、保育所、小規模保育における保育につきましては、市町村がその実施責任を負うことが児童福祉法第24条で規定されております。そのため適切な保育の実施に当たっては、市町村が地域の保育ニーズを踏まえた利用調整を行うことが必要でございます、自治体の判断によらず、0～5歳児を受け入れ可能とすることは難しいという回答をしております。

基本的にはそういうことでございます。

○原委員 2つ目のところは、前回伺ったときもよくわからなかったのですが、3歳未満を原則としている理由について、もう一回説明をいただけますか。

○異課長 1つは待機児童の問題というのは今、1歳児、2歳児を中心に大体待機児童者数の70%強を今、占めております。それに対応するというのも1つあります。

もう1つは、これは駒崎さんよく知っておられると思うのですが、2歳を契機に例えば3歳未満児というのは大人への依存度が高くて、個別的なかわりによるきめ細かな保育が必要とされます。家庭的できめ細かな保育が可能な小規模保育事業にニーズがあると考えております。一方、3歳児以上の年齢期には例えば言語とか言葉とか人間関係、運動機能といった発達の特徴が見られまして、同年代の子供とのかかわりとか、十分な運動の機会を提供することが特に重要とされます。そのため3歳以上児には、一定規模の保育所等の保育を提供することが必要であると考えています。

また、保育所に行っただければわかると思うのですが、明らかに2歳、3歳を起点にしてかなり保育のやり方が違ってきます。2歳未満、3歳未満というのは早生ま

れ、遅生まれでかなり成長も違って、そこはかなりきめ細かく保育をされています。配置基準につきましても、かなりそこは手厚くされているという現状でございます。一方、3～5歳になればある程度当然よちよち歩きも終わりますし、先ほど言ったような言語とか人間関係とか、いわゆる集団保育の必要性というものが挙げられますので、そういったことで3歳を基準にして変わっているという状況でございます。

○鈴木委員 おっしゃることはよくわかるのですが、多分そのとおりだと思うのですが、そのおっしゃっている理由は、禁止してしまう、3～5歳をやらせないという理由にはなっていないと思うのです。望ましいというのはよくわかります。実際問題として事業所内保育は3～5歳はできるわけです。0～2歳を中心にするような小規模なものでもできるわけですし、それから皆さんは自分の庭ではないとおっしゃるかもしれないけれども、東京都の認証保育所は、あれはほとんど小規模保育ですが、0～2歳を中心にするような施設で、でも3～5歳もできるわけです。それは別に望ましいと思って入れている人たちばかりではないわけです。もちろん認可があれば認可に移りたいと思っているわけですが、認可があかないからやむを得ず認証の3～5歳にいるという場合があるわけなので、望ましくはない。3～5歳はもっと大きなお部屋でちゃんと友達もたくさんいるようなところで本当はやってほしいのだけれども、でも3～5歳があかない場合にこういうところにやってもいいという理屈は成り立つのではないですか。つまり禁止してしまう理由にはならない。

○異課長 そこはもしかしたら誤解があるので言っておきますけれども、児童福祉法の先ほどの第6条第10項で小規模保育事業の定義をしております。そこで保育を、これは条文そのまま読みますけれども、保育を必要とする乳児、幼児であって満3歳未満の者について、当該保育を必要とする乳児、幼児を保育することを目的とする施設において保育を行う事業というものと、もう一つあって、2号で満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況、その他の地域の実情、事情を勘案して、保育が必要と認める児童であって満3歳以上の者について、前号に規定する施設において保育を行う事業となっていますので、全く3歳以上を禁止しているわけではありません。地域の実情に応じて判断していただければ、そこは3歳以上であれ禁止しているのではないのです。

○鈴木委員 禁止している言い方は言い過ぎだったかもしれませんが、実情だってそれはないわけですから。しかもほかは事業所内保育とか認証保育所は別にそんな1号、2号で分けているわけではないですね。だから明らかにこれはハードルを高くしているわけなので、私はハードルを高くする必要もないのではないですかということを申し上げているということです。

○原委員 駒崎さん、どうぞ。

○駒崎代表理事 厚労省さん、いつも頑張ってくださいありがとうございます。

今回これを申し上げさせていただいているのは、課長が今、禁止しているわけではないとおっしゃったのですが、基本的に小規模保育というのは0～2歳児を預かって、卒園後

の受け皿がなかった場合は、特例給付を用いて3歳児以降も入れますよというたてつけになっているわけです。だから最初から0～5歳児を預かれる小規模保育というのは存在していない状況です。

今、何が起きているかという、例えば具体名を挙げますと東京都江東区においては、0～2歳児の待機児童がたくさんいるにもかかわらず、小規模保育は一切つくらないと宣言しています。なぜか。3歳以降でどうせまた待機児童になるからと言うのです。これは何の合理性もない、つまり目の前で困っている待機児童たちを放っておいてでも、後でどうせなるからということをつくらないと言っているという、何の合理性もないのですけれども、自治体のレベルというのはこの程度なのです。

だからそういう自治体が今、実施権者になって主体的にやっているという状況なので、特例給付だと追いつかないなど私個人としては感じています。特例給付を入れていただいて本当に感謝しているし、あのときに議論を一生懸命して一緒につくってこさせてもらったと思っているのですけれども、それだと難しいなどと思っています。先日、中央区の副区長と会ったときに、1カ月前ですけれども、初めて特例給付を知ったと言っているぐらいなので、全然まだ制度の認知もされていないですし、特例給付という制度があったとしても、江東区のように小規模保育をつくらないみたいなことを言っているところもあるので、現実そういうお寒い状況にあることをまず知っていただきたいと思うのです。

同時に企業主導型保育ということを厚労省さんがつくられて、非常に画期的な仕組みだなと思っています。というのも御案内のとおり、今、ボトルネックになっているのは自治体ですから、そこをある種飛ばしてニーズに基づいてやれるということに関しては、非常にいい方向性に行っていると思うのです。その企業主導型においては0～5歳児で15人という定員はオーケーですね。なので企業主導型という別ルートにおいては既にそのことはオーケーになっているので、そこを小規模保育においてあえて0～2歳と決めてしまうことの合理性というのは、既に失われているのではないかと思います。

○加藤課長補佐 子ども・子育て会議の委員で立ち上げからお世話になっております。

今、御指摘のとおりなのですけれども、まず現在、江東区さん、一部の区の例が出ましたけれども、それぞれ自治体の判断でいろいろ小規模保育をつくるか、保育所をつくるかというところは、国のメニューの中でどれが自治体のニーズに合うかという形でつくられているというところはあるかと思います。なので保育所はもともと20人以上、小規模保育は19人以下という形ですみ分けて、小規模保育は0～2歳の集中的な保育のために設けている制度という形ですので、まず恐らく江東区さんは保育所をつくるという形でされているところで受け皿拡大を図るのかなと思っています。ですので小規模で接続の問題は連結の設定ですとか、それをむしろ厚労省とか内閣府はしっかりと普及促進していかないといけないのではないかと思います。

あと、企業主導型保育ですけれども、確かにおっしゃるとおり結構今回柔軟な仕組みとして導入させていただきましたけれども、あれと認可制度の保育と大きく違うのは、あれ

はあくまで従業員、企業のための制度になっています。それが利用の段階だけではなくて財源も事業主の財源のみでつくられているのです。裏を返せば子ども・子育て新制度は広く国民の皆様全員からの消費税ですとか、そういう形でありますので、保育は実質的に自治体に任している上で、自治体が関与して利用調整ですとか潜在ニーズを把握して、どのような地域で保育所なり小規模保育をつくるかという形の都合ですので、柔軟に企業主導型保育という形ではなくて、自治体の責任のもとでそれぞれに合ったものが用意されているという形になります。

○鈴木委員 若干矛盾しているのは、事業所内保育でも地域住民は入れられるわけでしょう。むしろそれを推進しているではないですか。

○加藤課長補佐 事業所内保育は、企業主導型保育は完全に従業員のためのものなのです。認可の事業所内保育というものもあります。それは確かに地域枠というものがありますので、そこは地域という意味では市町村が関与する制度になっていますので、そういう意味ではすみ分けないといけない。

○異課長 企業型も地域枠は設定していいとはなっています。もう一つは先ほどの市町村計画の一部にはなっていないので、企業型というのはバッファーみたいな感じになっているのです。だからそこは財源の話と市町村がグリップを握る部分というのは少し違う。

○鈴木委員 確認させていただきたいのですけれども、認可の事業所内保育の場合は、こうやって1号、2号で3～5歳と0～2歳を分けて特例にしているのですか。全く小規模保育と同じ仕組みですか。

○加藤課長補佐 同じです。項の立て方も同じです。

○異課長 ただ、そもそも給付費を減額してやっているというのがあります。財源をできるだけ安くして、そもそも公定価格を2割カットしているというのがありますので。

○加藤課長補佐 従業員の福利厚生に公費が入るといのはどうかというところもあります。

○駒崎代表理事 よくわかりますけれども、それと小規模保育を0～2歳にとどめておく意味というのがつながらないのです。加藤さんいっちゃったからあれですけども、橋本課長のときに今回、小規模保育を0～2歳にすることの大きな理由としては、確かに0～2歳で待機児童が多かったというのはあるのですけれども、3歳以降は幼稚園等で預かってくれるよねと。彼らが参入してくれるから大丈夫だという話だったではないですか。それで蓋をあけてみたらそうではなかったという前提が変わってきているというのがあります。

同時に連携を推し進めていきたいとおっしゃっているのですけれども、今、地域で小規模保育に進んで連携してくれる認可保育所はいないです。よく御存じのとおりです。アンケートをとっても半分以上が連携してくれないという状況になっていますし、自治体もそれは事業者が勝手にやってくださいと言っているのです。法律では自治体が最終的にはやるとなっているではないですか。でもそれがそうならないのです。実際の現場では地

元の自治体が、それはあなた方が勝手につくられたのだから努力してくださいよという話になってしまっている。それはもちろん私たちが行政訴訟すれば、何かやっているかもしれないですよ。でもそこまでは普通、事業者はできないわけなのです。だから連携というところも今、芳しく進んでいないという状況があります。

だとするならば、もし3～5歳で小規模保育のできるのであれば、0～2歳、3～5歳という形でセルフ連携というのもできるようになりますし、また0～5歳で一気に通貫した小規模保育ができれば安心して就学前まで入れますねという選択肢が得られることができるわけです。それは子供にとっても親にとってもいいはずですが、ですから初期の前提が崩れているのだから機動的に法制度をファインチューニングしていこうということに関しては、厚労省さんもそんなに反対することではないのではないかと思います。

○異課長 全く我々待機児童をゼロという政府の目標もあり、おっしゃったように0～5歳までシームレスなサービス提供をするというのが我々は一番望んでいることです。

市区町村がどういう対応をしているかということについては、当然市町村には首長がいて、その温度差というのはいろいろあると思います。私もこちらに着任してからかなりの市区町村の話はいろいろ聞かせていただきました。温度差は確かにあるし、当然地域の実情に応じていろいろあります。当然、小規模をつくることについて、とりあえず認可保育所をつくったほうが良いというそもそも論として、先ほど言ったような3～5歳まではできるだけ集団保育で大きいところでやったほうが良いという思いのところがあって、原則は0～5歳までの認可保育所を中心にやったほうが良いというところもあれば、それを言う場合ではないからおっしゃるような小規模保育を当座は0～2歳までつなげて、幼稚園につなげていくということもある。当然そこで3歳のときどうするかという連携の問題になるので、そこはいろいろ小規模とか、いろいろなサービスを、それこそ家庭内保育とかもやっているようなところもありますし、そのような多様な保育をやって、どうしてシームレスなものにするかということが今、市町村でそれは悩んでいるところです。これだけ待機児童の話になりましたから。

そういう中で我々としては先ほどの集団保育の原則がありながらも、でも待機児童の問題があるので、満3歳の地域の実情に応じては別にやってもいいですよというのが我々の今のスタンスだし、もう少しそこを明示、待機児童などで困っているようなところは3歳以上についてももっと活用するというのを何か啓発してくれというのは、あり得ると思います。

○駒崎代表理事 多分、前提で3～5歳が集団とおっしゃるのですが、別に小規模保育でやった場合においても3～5歳は集団で行きますね。0～5歳で3人ずつの定員だとしたら18人ですね。3～5歳で9人ですね。9人の縦割り保育は別に集団保育になりますね。実際に諸外国では御案内かもしれませんが、18人とか19人の保育園は普通に存在しているのです。20人以上が認可保育所というのは日本の制度ですから、別にOECD諸国で20人と決めているところはないですね。だから別に諸外国ではそういう保育園というのも存

在しているのです。なのでだからすごく少人数になれば子供たちの保育の質が下がってしまうみたいなエビデンスというのはないので、きちんとそこはある種、事実に基づいて政策判断していただきたいと思うのです。

○鈴木委員 質問よろしいですか。何でこんな問題が起きているのかという気がするのですが、すけれども、そもそも東京都の認証保育所であれだけ3歳児問題が起きているわけです。皆さんそれは御存じのはずなわけですが、幼稚園が入ってくるからいいだろうということで、そこは何とかなるということだったのかもしれませんが、現実問題としたら市町村の問題だからと、そこまで市町村の問題だからで。

○異課長 問題だというよりも、我々は市町村の実情を聞いて、できるだけ待機児童対策をやるというのは思いとしてはあります。

○鈴木委員 それは結構なのですが、私が言っているのはそういうことではなくて、制度を皆さんつくられたわけです。現実問題として3歳児で入れなくなったというときに、それは皆さんの責任ではないのですかということなのです。対策を考えるべきなのではないのですかということなのです。

○異課長 だからそこで例えば3歳児のことについても小規模に使えるので、もう少し待機児童対策に使っていく。

○鈴木委員 それは基本的に市町村で決めてくださいというわけでしょう。特例を使ってくださいというわけだけでも、使っていないではないですか。

○異課長 使われていないのだったら、そういうことを通知するというのはあるのではないですか。

○鈴木委員 使えと通知するわけですか。

○異課長 使えというか、実際は待機児童対策に使えというはあると思います。そこはだからしないと言っているわけではないし。

○鈴木委員 次が始まるのは10月でしょう。それはもう用意されているのですか。現実の問題として3歳児で認可に移れそう、連携できそうにないという市町村を把握していて、それに対して通知を出すとか、何か対策は考えられているのですか。

○加藤課長補佐 まず今年3月末に盛り上がったときに、厚労省から緊急対策として小規模は3歳未満だということを厳格に守っているところもありましたから、小規模でも3歳をしっかりと受け入れられます、なのでそういうものも活用しながら3歳児問題に対応してくださいというのは通知を出しています。

○鈴木委員 現実問題として、それで解決するのですか。

○加藤課長補佐 それはさらにもう一回強力にやらないといけないとは思っています。それで終わりでは全然考えていないですから。あとは3歳の壁というものがあるのですが、1～2歳の待機児童が大変多い。ここが特に保活で苦労しているとか、現場の声が非常に強いところですので、3歳ももちろんやりつつも、1～2歳児の対応もやらなければいけない。そういうところを現行の対応でやっている。

○鈴木委員 別におっしゃることは反対ではないのですけれども、言いたいことは、厚労省のほうで完全に連携のほうはうまくやる。市町村にそれをやらせるということだったら特区の出る幕はないなと思うわけですが、そうではなくて実際にそういう問題が連携できなくて、行き先がないというのが発生するのだったら1つのやり方としてこういうものを認めてもいいのではないですか。皆さんのやり方に何ら不都合がないではないですか。皆さんは特例で使うようにと言っているわけだし、これは区域会議で自治体が判断で特区の枠を使いましょうと言うわけですから、どちらも自治体が判断することなわけですから、何らお互い反対する理由はないのではないかと。

もう1つは、0～2歳に安心して、これは東京都が認証をつくるときによく言っていたことなのですから、待機児童問題が深刻なので0～2歳をつくりたい。でも0～2歳に安心して入れるためにも、何かあったときには3～5歳が連続できるということがあるほうが0～2歳は使いやすいわけです。だからそういう意味でも区切る必要は全然ないのではないかと思うのです。だからそれは3～5歳は集団でやりたいというのはよくわかります。親だって大体そう思っています。駒崎さんはそうではないとおっしゃるかもしれませんが、それは親のニーズでいいではないですか。だけれども、限ってしまうことはないだろうということです。入れやすくするためにも万が一のために3～5歳があったほうがいいのではないかと思うのですけれども、それは何か反対する理由があるのですか。

○異課長 基本的に先ほど集団保育の話をしましたけれども、集団保育の思想がこの条文の中で入っているわけです。でも待機児童という問題があるので、先ほど言ったような2号の話があるわけです。そこは基本的にはそういう0～5歳の保育を一貫通貫でやりながら小規模保育で0～2歳については特例的に認めるという、その思想は別におかしくないと思うのです。この法律の中で何ができる、まだ市町村でばらばらになっているという話があるなら、そこで我々としても誤解が生じないような通知の出し方というのは工夫としてあるのではないですかと。そういうことだと。

○鈴木委員 それは10月で次の翌年度の申し込みが始まるわけですが、御用意されているのですかということを知っているのです。

○異課長 あまり今は言えないのですけれども、そこはこれから経済対策とかそういうこともあるので、いろいろやっていきたいなと思っています。

○鈴木委員 実際に連携できないというものは発生しないのですか。万全の対策になるのですか。

○異課長 万全の対策というか、そこがやはり100%これは市町村の事務なので、国がやれやれと言うわけにはいかないわけです。そこで首長の力量が問われるのですけれども、我々としては市町村と連携しながらやるというのが基本です。

○駒崎代表理事 だから自治体がいまいちなんだということをぜひ知ってほしいのです。だから本当に区民のニーズに合わせているのだったら、うちは認可でやりますからと言って認可をつくれませんでした。はい200人ということにはならないのです。これをずっと繰

り返しているのです。彼らは責任を問われるかといったら責任は問われないわけです。江東区の保育課長は別に普通に2年で異動していなくなるわけですから、また新しい何もいない人が出てきて、認可保育園でできますからとか言わずと待機児童をうずたかくなっているという状況なので、自治体がまともに働くという前提でつくられるのは多分やめたほうがよくて、事業者がきちんとニーズを読んで、ちゃんと開園させていくというようなある種の市場原理とまでは申しませんが、原理に基づいたものを中心に添えていかないと、成り立っていかないと思います。それをおわかりになっているからこそ企業主導型という形で、ある種、別トラックをつくられたと私は理解しているのです。

そういうお話と、あとは先ほど3～5歳は集団がいいとおっしゃられましたけれども、集団の定義は厚労省でされていますか。集団というのは何人からですか。

○異課長 いわゆる集団の定義というのは定量的な話ではなくて、例えば人間関係とか言語とか運動機能とか、そういうことについて実際、3歳以上になったら必要だということが言われています。例えば私もこの間、保育所に行って3～5歳と一緒に保育をやっているようなところを見ましたけれども、例えば5歳の姿を見て3歳児がいろいろ人間関係とか主体的な動きとか、そのようなことを学ぶということを実際にやられています。

○駒崎代表理事 そうですね。つまり集団というのは何人から集団だということの定義というのはされていないのです。そして、そのエビデンスもないのです。だったら例えば3～5歳で9人いて、これが集団ではないと言えるエビデンスもないですね。

○異課長 10人が悪いというのも一概には言えないと思うのです。つまり多くいたほうがそれはいろいろ見る機会も多いし、切磋琢磨する機会も多くなるのではないですか。

○駒崎代表理事 ということは500人いたほうが、50人よりはいいということですか。だから矛盾しているのです。

○加藤課長補佐 同年代が例えば3人というのが本当に集団かというところですか。同じ3歳児の中でクラスとして活動する中で、何人規模がいいのかというのは3人は少ないだろう。では十何人かというのは確かにいろいろな。

○駒崎代表理事 でも縦割り保育というのは御案内ですね。縦割り保育と横割り保育で、横の3人が集団でなければだめで、でも9人だったらいいのですね。9人だったら集団ですね。

○加藤課長補佐 同年代で、同じ発達過程で一緒に教育とか保育を受けるというのは重視される。

○駒崎代表理事 ということは縦割りをしているような諸外国、特にヨーロッパの場合は保育の質が低いということですね。

○加藤課長補佐 とは言っていないですけども、諸外国のいろいろなルールの中で決めている話だと思います。

○駒崎代表理事 私はエビデンスの話をしているのです。そのエビデンスは出ているのですね。出ていないですよ。知っていて聞いているのですけれども、異年齢保育は今、日

本の場合、横割りと言いますけれども、3歳は3歳、4歳は4歳、5歳は5歳で育てるのがいいというふうに仮にしていますが、ただ、縦割り保育によって3歳が5歳の子のありさまを見て、自分をもっと頑張ろうというふうになったりとか、模倣したりするという効果は研究されていますね。例えばそういったことを取り入れて3～5歳が9人でということで行うというのは、何ら別に質を低めるものではないですし、実は諸外国でもされていますし、それには質が低いというエビデンスもないと思うのです。にもかかわらず、何に依拠してそれが少な過ぎるとか、集団ではないとおっしゃっているのですか。印象論でおっしゃっていませんか。

○異課長 教育のエビデンスは難しいところもあるのであれですけども、実際、3歳に小規模保育を広げるということはどうなのですかと市町村で聞いたことがあるのです。それは課長さんでしたけれども、その場合にあなたは3歳児と1歳児、2歳児を一緒に保育できると思っているのですかという考えがあるというのは事実としてあります。ハイハイとかやっているところでばたばたするようなことはあるのですかというようにところは実際あると思います。明らかに先ほど言ったように3歳を起点にして、1歳、2歳というのはもっときめ細かく、例えばそれこそ早生まれの人と遅生まれの人で分けてやっているようなところも実際あったりしますね。

○駒崎代表理事 クラスを変えればいいだけの話で、何で同じところで、何でハイハイやっていると5歳児を遊ばせなければいけないのですか。そんなこと普通しないでしょう。

○異課長 でも実際小規模で19人になった場合、そういう問題が生じますね。

○加藤課長補佐 どれを原則とするかですね。別に縦のこれを否定しているわけではないのですが、それをメインには。

○鈴木委員 だからあまり基準がないということでもよろしいのではないですか。明確に言える基準はないわけですね。でも集団保育というものを重視している。

○異課長 特に3歳からはそれは違うと思います。

○鈴木委員 でも、もし厚労省がそこに固執するのだったら、認可でない事業所内保育もそうしろ、認証もそうしろと。

○駒崎代表理事 だったら何で企業主導型でオーケーにさせているのですか。保育の質が明らかに低いとされているものを企業主導型でオーケーしているということは、意識的に保育の質を下げているということですね。

○鈴木委員 それを認めたということですね。

○異課長 企業主導型を認めているって、どういう意味ですか。

○駒崎代表理事 企業主導型はオーケーですね。企業主導型の場合、制度上オーケーですね。それで何でオーケーしているのですか。オーケーしてはだめです。

○加藤課長補佐 要は認可の仕組みではなくて、自治体の仕組みではなくて、従業員の福利厚生とされていたものを拠出金を集めて、拠出金を返すという形の制度設計です。

- 鈴木委員 でもそれは教育上、問題があるということでしょう。
- 巽課長 認可外保育として見ている。
- 鈴木委員 認可外の人には教育上、問題があってもいいのですか。
- 巽課長 基本的には認可外を移行して、認可保育所に持っていくというのが今の我々の考えであります。
- 鈴木委員 でも公費が出ているわけです。
- 加藤課長補佐 それは100%事業主。
- 駒崎代表理事 事業主が出てようが、厚労省は企業主導型保育の質は低いと宣言されているということですね。
- 加藤課長補佐 あるべき姿は認可制度です。新制度上の認可を進めようとしているのですが、待機児童が多い状況もあって、認可外にもしっかりと支援しないとイケないというところがあって。
- 駒崎代表理事 それは公式にお認めになるのですね。企業主導型保育の質は低いということ。
- 加藤課長補佐 それは言っていないですが、あくまで指導監督基準上でしっかり守っていただく。
- 駒崎代表理事 だから、まずもって第一にエビデンスがない中で教育の質が低いとか高いということをおっしゃっていますよねというのが1。2つ目に、もし百歩譲って明らかに保育の質が低かったとして、保育の質が低いことを企業主導型ですと、ぜひ皆さん使ってくださいということで前面に打ち出しているという、その2つの点で全くある種、矛盾したことをされようとしているということですね。
- 加藤課長補佐 すみ分けているということなのです。それを認可制度上で変えようとする。
- 原委員 1つ質問で、私は実態ニーズがよくわからないのだけれども、連携のところは課題になっているとして、小規模保育で3歳以上だけでやるという可能性はあり得るのですか。
- 駒崎代表理事 あり得るし、私はやってもいいと思うのです。というのは0～2歳で今やっているところで連携してくれる園なんてないので、近くの広目の物件を借りて3～5歳で小規模でやっていく。そうすれば0～2歳でやって、例えば同じ先生で3～5歳でやりましょうということをしてローテーションでできるようになりますし。
- 原委員 それは制度上はできるのですか。
- 駒崎代表理事 できません。
- 加藤課長補佐 分園という形ですね。
- 駒崎代表理事 認可でも3～5歳で小規模のスキームは使えないですね。最初から小規模で3～5というのは無理ですね。
- 加藤課長補佐 小規模保育の認可をとったものはない。

- 原委員 それは今、条文で否定されているわけですね。
- 駒崎代表理事 否定されています。それを特区でやるようにしましょうということです。
- 異課長 否定しているというか、地域で必要なら。
- 原委員 必要であってもだめです。今の2号だったら「前号に規定する施設において」と書いてありますから。
- 異課長 そこは要は市町村の定員を超えてというか、市町村が必要なニーズを調べて、市町村計画をつくって、その範囲内で作るという話になっていますので、そこで足りないという話だったら3歳もできるわけです。
- 原委員 だから0～2歳を受け入れているところで3歳以上もやるというのは、これは必要に応じてできるのです。3歳以上だけを別につくるのは無理でしょう。
- 異課長 それは小規模保育で0～2歳が必要になっている。
- 駒崎代表理事 自治体計画でたとえ3～5歳で待機児童がいると言っても、今の仕組みではできません。
- 異課長 ただ、4歳、5歳というのは幼稚園も保育園もあるので、どちらかといったら今、問題になっているのは0～3歳の話なので、本当に3～5歳の間の小規模保育をつくったとしても、そこは本当にニーズがあるかどうかというのは。
- 原委員 その御認識は先ほど聞いたのですけれども。
- 駒崎代表理事 それを判断するのは我々であって、利用者が判断すればいいのであって、厚労省が全てのニーズがわかっているのだったら、こういうことに今になっていないわけです。
- 異課長 ニーズというか市町村のニーズがどれだけあって、それを積み上げたのが我々の計画なので。
- 駒崎代表理事 その計画自体が眉唾ではないですか。
- 異課長 それを言い出したらみんな。
- 鈴木委員 話をまとめると、これは特区ですので、特区でこれをやるということは何か差し支えがあるのでしょうかということ。
- 異課長 特区ですよ。どのように具体的な特区でやるという形にしよう。
- 鈴木委員 0～5歳を認めるということです。0～5歳と3～5歳で新しくつくる。それは連携がとれていないようなところの1つの手段となるわけです。3～5歳がだめなのですか。
- 異課長 3～5歳というか、それだったら認可保育所をつくれという話になると思うのです。
- 駒崎代表理事 つくれなから問題なのでしょう。杉並区に行ってみてください。認可保育園をつくらうと思っても場所もないし。
- 異課長 小規模で実際1～3歳までとか延ばしたらいいという話ですね。

○駒崎代表理事 1～3歳とか、4歳までかもしれませんけれども、やって、認可だとも
のすごい広くなければいけないですし、認可にかぶせたいろいろな物件規制とかあるの
です。なのでそういうものとは別につくれるようになって、もう少し小さい箱でできるの
であれば、それなりに物件はあるのです。そういったところを見つけて行ってやっていくこ
とはできるのではないかと。少なくともその選択肢を遮る必要はないですね。

○鈴木委員 ここで言っているのは選択肢ですね。

○異課長 待機児童があるところについては、選択肢は別におかしくないと思います。

○鈴木委員 特区の選択肢はおかしくない。

○異課長 特区というか、我々は今の現行法でもできるのではないかと考えています。で
きないのが何なのか、よく我々はわからない。

○駒崎代表理事 だから今、私たちが0～5歳の小規模保育をつくりたいですと言っても、
どこでもつけれないですね。

○異課長 それはだから待機児童のあるところをつくろうと思えばつくれるわけです。

○駒崎代表理事 つくれなくていいです。

○加藤課長補佐 3歳児未満は原則としてつくれる。

○駒崎代表理事 ではなくて、最初からうちはクラスが0歳児クラス何人、3歳児クラス
何人、4歳児クラス何人、5歳児クラス何人の小規模保育です。これはできないですね。

○加藤課長補佐 できないですけども、0～2歳を中心として3歳以上を今回の緊急対
策のようにどこまで柔軟化するかというやり方はある。

○駒崎代表理事 だから結局どうしても困ったら3歳児を入れますよというアナウンスし
か今できないのです。だって自治体としては3～5歳というのは基本的には認めていない
のですから。

○異課長 待機児童というか、市町村計画を全然満たしていない自治体で例えば3～5歳
でつくりたい。つまり0～5歳でつくりたい。小規模保育が出た場合は、それは別に市町
村計画を満たしていないので、それは当然つくろうと思ったら今の法律でつくれるわけ
です。

○駒崎代表理事 つくれなくていいです。

○異課長 何でつけれないのですか。先ほど言ったような3歳ずつの。

○駒崎代表理事 0歳3人、1歳3人、2歳3人、3歳3人、4歳3人、5歳3人という
小規模保育をつくりたいとします。江東区に行きます。そうしたときに江東区としては、
小規模保育は法律に書いてあるでしょう。3歳未満でないといふので大丈夫です。以上、おしま
い。

○加藤課長補佐 ニーズがある場合というところがある。

○異課長 自治体の解釈が固いからそういうことを言っているのであって、我々はその
地域の実情でできると考えています。

○駒崎代表理事 そんなことは誰も、どの自治体もそんなことは言っていないですし、特

例給付はかろうじて知っているところもあるので、どうしてもだめだったら特例給付を使ってくださいねという感じになっているという状況なので、それを一生懸命通知で何度も繰り返して言うとかあるかもしれないけれども、自治体の人たちというのはそういうレベルではないのです。

○異課長 我々が読めるところは基本的には法律解釈でやるというのが基本なので、法改正となったらまた。

○藤原審議官 事務局から1点だけ申し上げますけれども、特区の仕組みというのは不十分な意識の自治体をコミットさせるというようなメリットがありますから、本当に待機児童の深刻なところは制度的に担保するというのは1つの選択肢であると思います。

○鈴木委員 むしろこういう行政みたいなことになるわけですね。要するに隣の区があれを打ってくるから嫌だというような、そういう区とか市の単位ではなくて東京都という範囲でやりますので、そういう選択肢なので個別の区では判断できないようなことが東京都の仕組みとしてできると手を挙げやすくなるという、広域行政的な仕組みでもあるのです。だからそれで全部やれとは言わないのですけれども、選択肢としてはあってもいいのではないかということは申しておきたいと思います。

○駒崎代表理事 追加で実態のニーズと言うのですけれども、事業計画と言うのですけれども、実際の事業計画は過去のをあらわしているのであって、未来のをあらわさないです。つまり例えば0～2歳で小規模にあったとして、3～5歳ができたとして、この子どもたちが持ち上がることができますね。小規模で0～5歳をやった場合、持ち上がりが考えられますね。だから埋められるのです。

つまりこの3～5歳で3、4歳は今は待機児童がいないと自治体からは言われるのですけれども、別にここは一番最初の開園初年度はいないかもしれないですが、持ち上がってきますね。ここで吸収できたらその分、ほかの認可保育園の定員はあかすことはできますね。そういうことがあるから、3～5歳は今ニーズがないから云々というのはあるかもしれないけれども、でもここにキャパシティを増やすことでほかの定員をあかせることができるわけなので、動的に考えなければいけないのですけれども。

○異課長 それはでも5カ年計画で年齢ごとに市町村が0～5歳の間でニーズを把握して、当然それは持ち上がることを前提にして5カ年計画をつくっているわけですから、ただそこで実際、今みたいに申込者数が増えてきて、それをどのように延ばすかというのは確かにあると思うのです。自治体は申込者数がかなりこの2～3年で多くなってきているというがあるので、結構特に市区町村というのは本腰を入れているというのはいっぱいあると思います。

○駒崎代表理事 あると思います。ただ、杉並区も去年の待機指導数、御案内かもしれませんが、42人なのです。そんなわけないですね。3,000人申し込んで1,500人しか入れなくて42人なわけないのです。そのような形で自治体自体の数字というものが本当に確かなのかというと、実際はそうではないですね。言いづらいかもしれないですけども、

制度というのはいまいちなのです。

○異課長 実際にピークアウトをどうするかとか、女性の就業率をどうするかという問題もあるわけです。それによって当然利用率というのは変わってきますから。

○駒崎代表理事 今おっしゃったようにピークアウトのことを考える自治体は、今、保育園をつくっても余らせるからつくりたくないというのがあって、待機児童がいてもやり過ぎせるよねと言って、目の前の困っている人たちを放置するというインセンティブもかかっているのです。

○加藤課長補佐 それは最近変わってきました。

○駒崎代表理事 徐々にね。でもそうでしたよね。でもよくよく見てみるとまだそういうところが結構あるのです。

○異課長 そこは我々はもっと指導していかなければいけないですけども、とりあえず今は待機児童をなくしていく。

○駒崎代表理事 その指導というのが行き渡ればいいのですけれども、そんなに行き渡っていない。

○異課長 国の事務だったら別ですけども、これは地方分権で地方が細かくニーズを把握してやるというのが、この制度の仕組みなので。

○駒崎代表理事 だから子ども・子育て新制度をつくるときに認可制ではなくて指定制にすればよかったのです。厚労省もそうしかったと思うのですけれども、わかっていると思うのですが、それであれば介護と同じようにニーズがあるところにどんどん事業所が入ってきてというふうのできるので、でも自治体がある種、ボトルネックになって社会主義的な仕組みが残されたがゆえに、配給がうまくいっていないというのがこの状況なので、もう少し事業者がきちんとニーズを読んでどんどん参入していけるというふうにしていかないと、供給が追いつかないという状況があるというのは知っていただきたいと思うのです。その意味できちんと事業者側の選択肢を増やしていくことをしないとだめだと思います。

小規模保育を0～5歳にするというのは特区は嫌かもしれないのですけれども、基本的には何ら損しないと思うので、だから私はやったほうが待機児童解消にはプラスになると思います。企業主導型でそれを解決されているということは、多分、内々おわかりになっているのではないかと思います。

○原委員 では大分時間も延びて、繰り返しですけども、現行制度でできるということはあるのでしょうかけれども、指導徹底をするということと並行して今のような特区制度の活用についても引き続き御検討いただければというのが1つ。

もう一つは確認ですが、現行制度では3歳以上だけに限った小規模保育はだめですね。これは絶対にできないですね。

○異課長 1～2歳。

○原委員 それも実態ニーズがあるのかなのかというのが議論が分かれるのかもしれない

せんけれども、少なくともニーズがある部分については対応できるようにしたらいいのではないか。

○藤原審議官 3月に出されたこの部分の緊急対策もまたいただいていいですか。よろしくをお願いします。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。